

東京都学生応援給付金条例（案）

（目的）

第一条 この条例は、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）の感染拡大の影響を受けている学生に対し、学資に充てるための給付金を支給することにより、学びの継続を支援することを目的とする。（定義）

第二条 この条例において「学生」とは、次に掲げる者をいう。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学、大学院、短期大学、高等専門学校（第四学年以上及び専攻科に限る。）、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）（専攻科に限る。）、専修学校（専門課程に限る。）又は各種学校（日本国内に居住する外国人を専ら対象とし、大学に類する課程を置くものに限る。）に在学する者

二 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）による職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校又は職業能力開発短期大学校に在学する者

三 国立研究開発法人水産研究・教育機構法（平成十一年法律第九十九号）による国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校に在学する者

四 高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）による国立研究開発法人国際医療研究センター国立看護大学校に在学する者

五 独立行政法人航空大学校法（平成十一年法律第二百十五号）による独立行政法人航空大学校に在学する者

2 この条例において「生計維持者」とは、給付金の支給を受けようとする学生（以下「申請者」という。）を所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第三十三号に規定する同一生計配偶者若しくは同項第三

十四号に規定する扶養親族とする者又はこれらに準ずる者として東京都規則（以下「規則」という。）で定めるものをいう。

（申請者）

第三条 申請者は、次に掲げる要件のいずれかに該当していなければならない。

- 一 申請日において東京都の区域内（以下「都内」という。）に住所を有すること。
- 二 申請者が都内に住所を有しない場合は、申請日において当該申請者の生計維持者が都内に住所を有すること。

（給付額）

第四条 給付金の額は、一人につき三万円とし、一回に限り支給する。

（申請等）

第五条 申請者は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

2 知事は、前項の申請を受けたときは、申請内容を審査の上、給付の可否を決定し、その旨を当該申請者に通知する。

3 知事は、前項の規定により給付の決定を受けた者に対し、速やかに給付金を支給するものとする。
（決定の取消し等）

第六条 知事は、偽りその他不正の行為により給付金の支給を受けた者があるとき、又は給付金の支給後に過誤により給付金の支給を受けた者があると確認したときは、前条第二項の給付の決定を取り消すとともに、その旨を通知し、期限を定めて給付金の返還を求めものとする。

（委任）

第七条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（失効等）

2 この条例は、令和三年三月三十一日（以下「失効する日」という。）限り、その効力を失う。ただし、失効する日以前に第五条第二項の規定により給付の決定を受けた者に係る給付金の支給については、この条例の規定は、失効する日以後も、なおその効力を有する。

（提案理由）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けている学生に対し、学資に充てるための給付金を支給することにより、学びの継続を支援する必要がある。